

改正

- 昭和43年4月1日条例第6号
- 昭和45年4月1日条例第13号
- 昭和46年7月8日条例第31号
- 昭和47年6月29日条例第24号
- 昭和48年4月1日条例第8号
- 昭和50年4月1日条例第8号
- 昭和54年10月1日条例第17号
- 昭和56年5月7日条例第25号
- 昭和58年2月1日条例第7号
- 昭和63年4月1日条例第6号
- 平成6年4月1日条例第19号
- 平成7年3月20日条例第8号
- 平成11年12月15日条例第32号
- 平成14年9月20日条例第27号
- 平成15年6月18日条例第19号
- 平成17年4月1日条例第24号
- 平成23年3月23日条例第7号

千歳市営牧場条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、千歳市営牧場（以下「牧場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

**第2条** 牧場の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称     | 位置                                      |
|--------|---|
| 千歳市営牧場 | 千歳市駒里196番地の10、332番地の3、同番地の4、同番地の6から同番地の |

|  |
|--|
| 12まで、491番地の1、同番地の5、同番地の7、同番地の11、同番地の13から同番地の17まで、同番地の67、同番地の73、同番地の74、同番地の80、同番地の395、同番地の396、同番地の399から同番地の401まで、同番地の417、同番地の443から同番地の445まで、同番地の449、同番地の450、1032番地の1、同番地の31から同番地の33まで、同番地の35から同番地の37まで、同番地の47から同番地の50まで、同番地の52、同番地の53、同番地の56、1290番地の20、1291番地の8、同番地の15、同番地の18、同番地の24から同番地の27まで、同番地の34から同番地の36まで、同番地の38、同番地の40、同番地の52、2230番地の1、2234番地の33、同番地の34、2237番地の15、同番地の16、2449番地の1、同番地の3、同番地の4、同番地の6、2450番地の1、同番地の2、同番地の4から同番地の8まで、2451番地の1から同番地の3まで、同番地の5から同番地の12まで、2453番地、2454番地の1、同番地の2、同番地の7、2455番地の1から同番地の4まで、2456番地の1から同番地の3まで、同番地の5から同番地の7まで、2457番地の1、同番地の3、2466番地の2及び2585番地 |
|--|

(利用者の範囲)

**第3条** 牧場を利用することができる者は、市民で牛を飼育する者とする。ただし、毎年の牧場の状態により、市長が認める場合には、市民以外の者であつてもこれを利用することができる。

(利用の承認等)

**第4条** 牧場を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、牧場に放牧しようとする牛が家畜共済保険に加入していない場合には、前項の承認をしてはならない。

(放牧期間等)

**第5条** 牧場の利用については、次に定めるところによる。

- (1) 放牧期間は、毎年5月15日から10月15日までとする。
- (2) 放牧を認める牛は、1日当たり330頭を限度とする。
- (3) 放牧の方法は、昼夜放牧を原則とし、牧区の草生の状態により、適時畜群を編成して輪換放牧を行う。
- (4) 採草期間は、毎年6月10日から9月30日までとする。

2 市長は、草生の状態等を勘案し、必要と認めるときは、前項の放牧期間、頭数又は採草期間を

変更することができる。

(改良計画)

**第6条** 草種及び草生の改良並びに牧場の施設は、別に牧場改良事業計画書に定める。

(維持管理等)

**第7条** 牧場に関する事務、牧場施設の維持管理及び放牧している牛の看視を行うため、牧場に看視人その他必要な職員を置く。

2 牧場における有害植物及び不良優占草の除去並びに害虫の駆除は、毎年度予算の範囲内で実施する。

(使用料)

**第8条** 第4条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に定める使用料を納付しなければならない。

(1) 放牧料は、1日につき次のとおりとする。

ア 生後18月以上の牛 1頭につき 230円

イ 生後18月未満の牛 1頭につき 150円

(2) 採草料は、時価とする。

2 前項の使用料は、放牧料にあつては利用した月ごとにその翌月の15日までに、採草料にあつては承認と同時に納付しなければならない。

3 市民以外の利用者に対する使用料は、第1項に規定する使用料の3割増の額とする。

(使用料の減免)

**第9条** 市長は、特に必要があると認めるときは、放牧料を減免することができる。

(事故の免責)

**第10条** 放牧している牛について、盗難、疾病、傷害その他事故が生じたときは、牧場の施設又はその管理に瑕（か）疵（し）があつた場合を除くほか、市はその賠償の責めを負わない。

(承認の取消し)

**第11条** 市長は、利用者が次の各号の一に該当するときは、第4条第1項の承認を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により第4条第1項の承認を受けたとき。

(指定管理者による管理)

**第12条** 牧場の管理は、市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」

という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者に牧場の管理を行わせる場合にあつては、第3条中「市長が認める場合」とあるのは「指定管理者が必要と認め、市長の承認を得た場合」と、第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条第2項中「市長は、草生の状態等を勘案し、必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、草生の状態等を勘案し、必要と認めるときは、市長の承認を得て」と、第10条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、前条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務)

**第13条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 牧場の使用の承認に関する業務
- (2) 放牧している牛の管理に関する業務
- (3) 牧場の施設、草地、機械等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、牧場の運営に関する事務のうち市長が定める業務

(指定管理者の管理の期間)

**第14条** 指定管理者が牧場の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から起算して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

(利用料金)

**第15条** 市長は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者に牧場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。この場合において、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、第8条第1項及び第3項の規定による使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 3 利用料金は、放牧料にあつては利用した月ごとにその翌月の15日までに、採草料にあつては承認と同時に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。
- 5 第8条及び第9条の規定は、第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合には、適用しない。

(委任)

**第16条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

- 1 この条例は、認可の日から施行する。
- 2 千歳市美々牧野管理条例（昭和38年千歳市条例第24号）は、廃止する。

**附 則**（昭和43年4月1日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和45年4月1日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和46年7月8日条例第31号）

この条例は、北海道知事の許可のあつた日から施行する。

**附 則**（昭和47年6月29日条例第24号）

この条例は、昭和47年7月1日から施行する。

**附 則**（昭和48年4月1日条例第8号）

この条例は、北海道知事の許可のあつた日から施行する。

**附 則**（昭和50年4月1日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、北海道知事の認可のあつた日から施行する。

**附 則**（昭和54年10月1日条例第17号）

この条例は、北海道知事の認可のあつた日（昭和54年12月11日）から施行する。

**附 則**（昭和56年5月7日条例第25号）

この条例は、北海道知事の認可のあつた日から施行する。

**附 則**（昭和58年2月1日条例第7号）

この条例は、北海道知事の認可のあつた日（昭和58年3月7日）から施行する。

**附 則**（昭和63年4月1日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成6年4月1日条例第19号）

この条例は、平成6年5月15日から施行する。

**附 則**（平成7年3月20日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成11年12月15日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成14年 9 月20日条例第27号）

この条例は、平成15年 1 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成15年 6 月18日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成17年 4 月 1 日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成23年 3 月23日条例第 7 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の千歳市営牧場条例第14条の規定は、この条例の施行の日以後に指定する指定管理者の管理の期間について適用し、同日前に指定した指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。